

江戸遺跡研究会第87回例会は、2002年9月19日(木)午後6時30分より江戸東京博物館会議室にて行われ、成瀬 晃司・追川 吉生氏より、以下の内容が報告されました。

東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属病院第2中央診療棟地点の調査

成瀬晃司 追川吉生

(東京大学埋蔵文化財調査室)

はじめに

医学部附属病院での調査は、1984年の中央診療棟地点を皮切りに、設備管理棟地点、給水設備棟地点、外来診療棟地点、看護婦宿舍地点(1, 2期)、病棟地点と続き、今回おそらく病院内では最後の大規模調査になるであろう第2中央診療棟地点の調査を行った。小稿では、はじめに病院地区における土地利用変遷の概要を述べ、続いて今回の調査成果について報告する。

1. 病院地区に見る本郷邸の土地利用

現在までの調査は、病院地区の南半分を中心に行ってきた。病院地区の江戸時代は、おおむね北に富山藩邸、南に大聖寺藩邸が存在しており、その結果、大聖寺藩邸域の調査が中核を成した。

そもそも、この地域は、巨大な舌状台地を呈した本郷台地の先端部で、その東側のへりにあたる。基本的にはほぼ台地の中心を縦断する本郷通りから、緩やかに東に下る緩斜面が続き、大学東端部付近で急激に下がり、湯島、根津の低地に繋がっている。現在でも、傾斜変換線は複雑に蛇行しており、谷筋を利用して道が設けられている場合も多く、旧地形の面影を残している。しかし、一連の調査によって、現在では(江戸時代からの造成によって)完全に埋没している谷の存在を確認することができた。以下に、緩斜面と谷筋が織りなす3次元的地形を改革していった彼らの軌跡を各地点での調査成果をもとに概略したい。

17世紀前葉

明治16年に作成された陸軍参謀本部の1/5000地形図をみると、現在の本郷3丁目交差点付近を頂点とする極めて緩やかな谷が東北東方向に開いている。この谷は一連の調査の結果、S字状に蛇行して開く谷で、近世初頭にはかなり埋没していたことが判明した。

前田家が本郷の地を拝領したのは大坂の陣後の元和2~3年とされる。病院地区の調査では、確実にそれ以前に帰属する遺構はなく、検出された江戸時代の遺構・遺物は全て加賀藩邸に関連するものである。加賀藩邸が本郷台地に与えた最古段階のインパクトに、邸内の区画を目的としたと推定される溝状遺構がある。溝状遺構の配置には共通点があり、旧地形に対して、ほぼ直行もしくはは

平行に築かれている。中には溝で区画された小規模な壇切りも認められるが、その区画もやはり旧地形に規制されている。こうした様相は、病院地区以外でも認められており、初現期の本郷邸では、旧地形に左右された小規模な開発が随所で行われていたと考えられる。裏を返せば、その程度の開発で十分な利用状況にあったといえよう。

17世紀中葉

17世紀第2四半期になり、いよいよ大規模開発が認められるようになる。病院地区は基本的には東側の低地に向かう緩斜面上に位置するが、それに加えS字状の谷による緩斜面が複雑に絡んでいる地形である。邸内の造成は、沖積層の堆積が薄くなる傾斜変換点付近を基準に壇切りを行い平坦面を作出していくことから始まった。壇切り面下壇はもちろん、上壇に置いても切り土によって土地を平準化している。また、さらに東側の低い部分に関しては、切り土によって発生した土砂等を中心に盛り土造成を行い、平坦面を広くとるように努めている。また、この段階でS字状の谷による緩斜面もほぼ平準化されている。

さらに、17世紀第3四半期にはいと、前段階で邸内に段差が生じていた大聖寺藩邸は、その段差を解消し、邸内を一面化するために、壇切り下壇部を全て盛り土造成した。その結果、藩邸東縁の地境部分に石垣を造築し、藩邸とその東側にある道路との間に新たな段差が生じることとなった。

17世紀後葉以降

1682(天和2)年の「八百屋お七の火事」による藩邸全焼を契機に、本郷邸内の加賀藩、大聖寺藩、富山藩各藩邸の屋敷割りが大きく変更されることになる。大聖寺藩邸に関しては、藩邸東側に隣接していた黒多門邸(加賀藩邸の飛び地)を吸収し、それまで南北に長い長方形であった藩邸域が東西に長い長方形に変更になる。それを受けて、大聖寺藩邸と黒多門邸との間を南北に延び富山藩邸に続いた道も大きく東に動き、大聖寺藩邸と講安寺の間に移設された。この一連の地割りの変更によって、大聖寺藩邸では、火災以前の藩邸とその東側(道と黒多門邸)の段差を解消するため、新藩邸域の東側で大規模な盛り土造成を施すことになった。その造成土はローム層を主体とし、中には火災による焼土層も多量に含まれていた。その土量は10000立米を遙かに超えるもので、火災後の瓦礫整理とともに、大聖寺藩邸外でかなりの切り土造成が行われていたことが容易に推測される。

大聖寺藩邸はその後も小規模な盛り土造成を繰り返すが、基本的な様相は、この大規模造成を最後に、維新を迎えることになる。

2. 検出された主な遺構

第二中央診療棟地点は、前述したように緩斜面の造成によって藩邸を築いている。そのため、最大9面の生活面を確認することができた。以下に、古い段階から順を追って、各々の面の特徴と、主たる遺構の紹介をしたい。

1) 9面

江戸時代の文化面の中で最も古い面にあたる9面には、一部、中世に帰属すると思われる道路状遺構も検出されている。本郷邸造成の開始期であり、壇切りや溝といった構築物がみられる。

SD1768 3ライン東寄りに位置する、南北に伸びる溝。北端はSD1660によって壊されている。溝は幅75cm、深さ30cmを測る。埋土は暗褐色土からなる。ローム層を掘りこんでおり、その西には著しく硬化した面を持つ道路状遺構がある(SR1643)。この道路状遺構はその後6面まで継続して存在したようである。本郷邸造成初期の道とそれに伴う溝であると考えられる。

SB1984・1985 南北方向に伸びる礎石列。礎石には破碎礫が用いられている。奥行き2間の長屋建物と考えられる。掘り方は浅いピットと深いピットの両者が認められ、これに応じて検出される礎石の標高も異なっている。SB1985の断面には柱穴痕が認められた。

2) 8面

建築遺構に伴う炉状遺構がいくつか検出されているが、遺構の大部分は大形植栽痕をはじめとした植栽痕が中心である。表裏に金箔が施されている手づくねカワラケ(以下、金箔カワラケと呼称)が数点出土している面である。

SF1805(写真1) SF1902と同様の炉状遺構である。本遺構からはムシロ状の繊維製品が出土している。タタミであった可能性も考えられる。



写真1 SF1805

3) 7面(第1図)

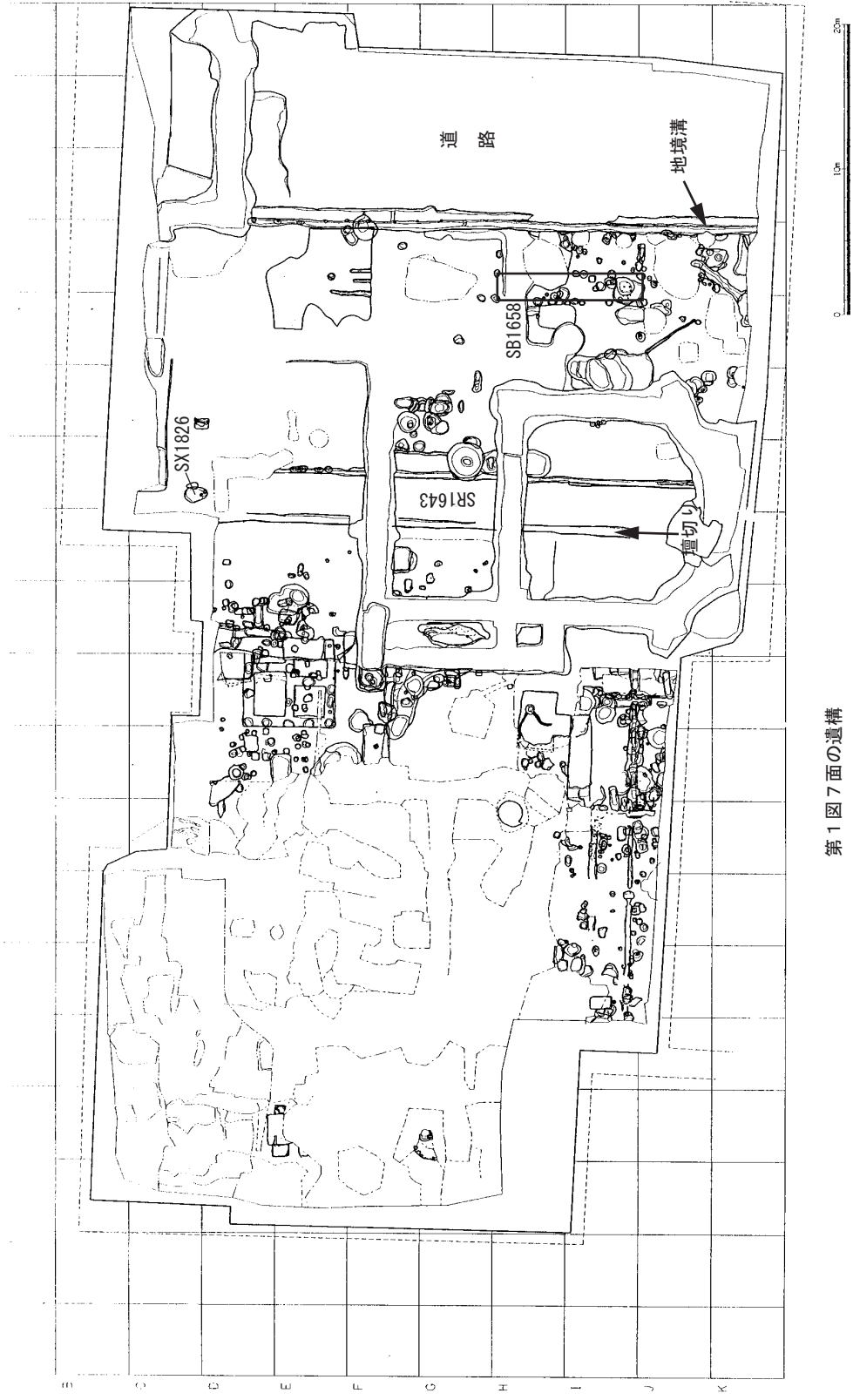
礎石列と炉状遺構が検出された。当時の生活空間を明らかにするうえで興味深い文化面である。

SB1658 礎石列。礎石の間隔は1.5~1.8mで、ほぼ1間間隔である。しかし礎石列の中程の礎石8と9,12と13の間隔は近接して検出された。このことからSB1658とした礎石建物はここで別棟の建物となる可能性がある。

SF1847・SF1848 前述した礎石建物SB1658とセットと考えられる炉状遺構である。SF1847は南西コーナーで枠と思われるプランと、作業部と思われる灰白色灰層を確認した。周囲の灰層の半截により、確認面からおよそ5cm下で遺構の東寄りに炉枠を確認した。SF1848の遺構底部の焼土は円形ではなく、広範囲に



写真2 SX1826



第1図7面の遺構

拡がることが観察された。SF1847とは異なり、明確な炉枠は確認されなかった。

SX1826（写真2） 道路状遺構SR1643の北側を切って存在する性格不明の遺構である。確認面ではSR1643の埋土である砂利が本遺構が位置する辺りから無くなって、代わりに暗褐色土がみられたが、そのすぐ北側は調査区外であるため、当初この暗褐色土がSR1643とは別の遺構の覆土であることは予測できなかった。そのためSR1643の北端の堆積を観察・記録することを目的に遺構の東側から掘削を進めた。その過程で播鉢が出土し、SR1643とは別遺構であると判明し、SX1826と命名した。

本遺構は埋設ケーブルが北から西方向へ斜めに通っている。このため遺構の西側は大きく破壊されて折り、東西の規模は把握しえなかった。南北の規模は1.4m、深さは40cmを測る。ただし掘り方はあまり明瞭ではない。

播鉢は遺構の北から1mの地点に伏せられた状態で出土している。周囲の埋土は10層に分けられ、暗褐色土を主体とし、しまり弱く粘性はない。7層のみ暗灰褐色で粘性のある土である。一方播鉢内の埋土はそれと大きく異なり、ローム粒子やロームブロック、赤褐色土粒子を含む暗黄褐色土で、播鉢との間には貝殻が多く認められる。

4) 5面

前段階まで機能していた1m近い壇切り部分は盛り土によって平準化される。そして調査区の東側に富山藩邸との境の道がこの段階から設けられる。しかしながらこの道は4面でみられる道よりも幅の狭いものであったことが明らかとなった。

SG1608（写真3） 南北方向に並ぶ石垣。前段階まで存在した西側の段差が盛り土造成によって平準化され、新たに道路との境で段差が生じたために作られた石垣である。またこの石垣には東西方向に派生する石垣が付随し、その形状より、その部分に門が存在した可能性が指摘できる。

SD1604・SD1605（写真4） 南北に平行に伸びる2本の溝。SD1604が西、SE1605が東に位置する。



写真3 SG1608



写真4 SD1604(西)SD1605(東)

SD1604は底にほぼ1間隔でピットが並んでいることから、塀跡と考えられる。一方SD1605ではその東側から砂利面が認められることから、この砂利面が富山藩邸へと通じる道で、SD1605が側溝、更にはSD1604が屋敷境の塀であると考えられる。なおこの屋敷境の道は後述のように、1683(天和3)年の屋敷の改変まで継続して存在するが、幅は後代よりも狭いことが明らかになった。

SA1572(写真) 18ラインに南北に並ぶピット列。ピットの間隔は1.5~2.0mで、これも塀跡と考えられる。しかしSD1604・SD1605との関係については不明である。



写真5 SA1572

5) 4面(第2図)

5面で検出した石垣SG1608を面とする門を検出した。表面は焼土で覆われており、火災による焼失であったことがうかがえる。1682(天和2)年の大火で消失したものである。

SB1402(写真6) 門跡と推定される建築遺構。ホゾ穴が切られた礎石の周囲には煤が付着しており、煤の内側は30cm角の大きさである。門柱の規模を反映している。またここには門番所と考えられる施設が付随していた。

SK1405(写真7) ホゾ穴を切った礎石の南東に隣接する方形土坑。壁、坑底ともに切石で補強されている。坑底直上より鍬が出土している。刃先の下には1/2の大きさの瓦が置かれている。

SF1447(写真7) 備前播鉢が埋設されている炉。播鉢は上からの圧力で破損し、やや開き気味の状態出土した。播鉢内の埋土は灰白色の灰層で、表面中央部がやや赤化している。また播鉢に接する下方は暗い色調である。

特定の掘り方はなく、地面に炭化物混じりの灰層を盛り上げ、その芯に瓦片、切石を利用している。

SD1332(写真6) 一部に側壁とみられる炭化した板材が認められる溝跡。SB1335の西側に、南北方向に位置している。埋土には焼土が含まれていることから、門に伴う排水施設であると考えられる。

SB1335(写真6,7) 被熱が認められる礎石。掘り方は隅丸三角形を呈する。坑底には掘り込みがあり、その掘り込みの中に長方形の切石による礎石が検出された。この切石の上には完形の平瓦がある。ひびが割れていて、この上に柱か礎石が置かれていたと考えられる。

SB1402、SB1335はともに門であるが、同時期に2つあるとは考えにくい。またSB1335の形態から、礎石を用いた掘建柱による冠木門と考えられる。冠木門は略式の門であり、埋土に焼土が認められ



写真6 SB1402



写真7 SB1402 (番所部分)



写真8 2つの門跡と道路



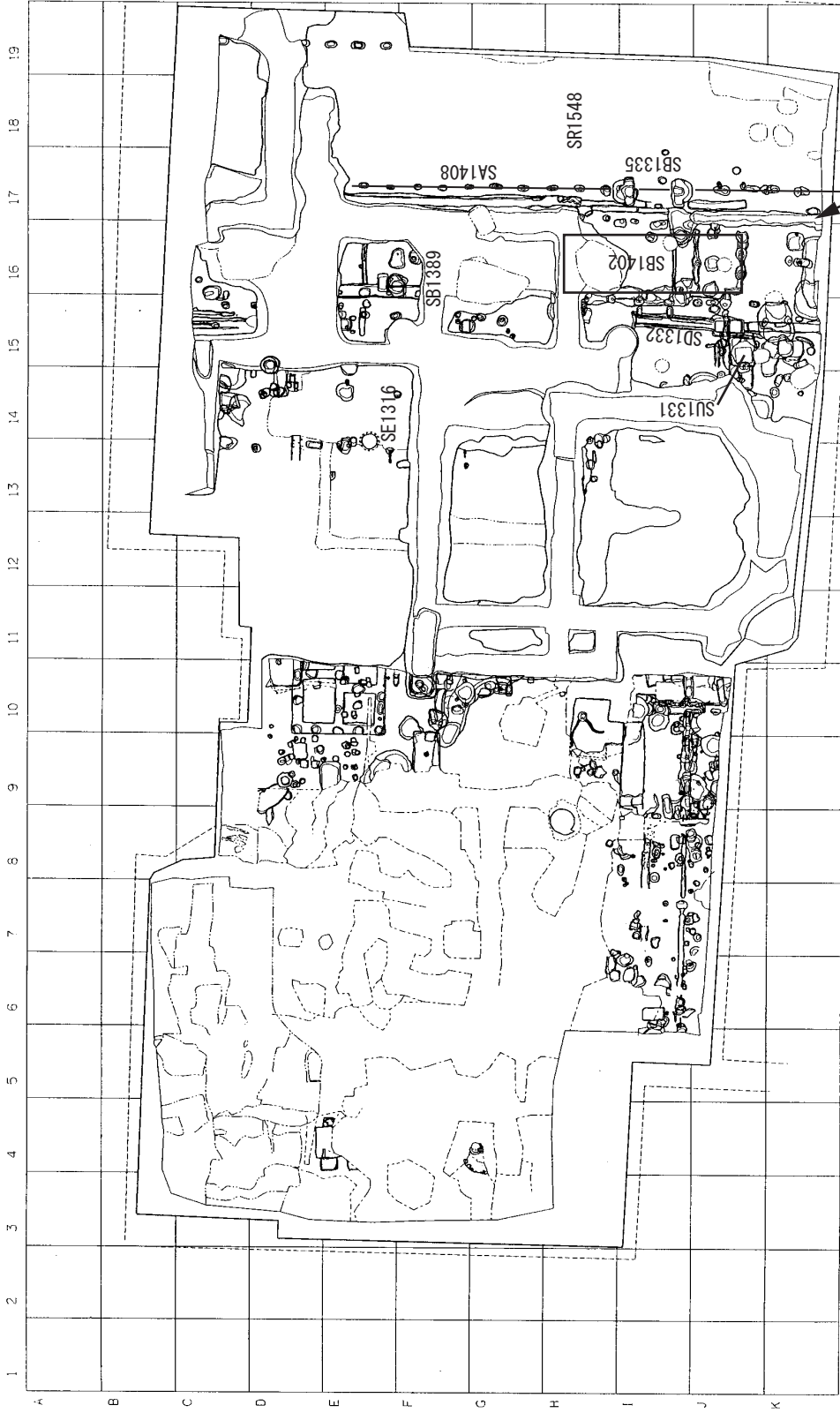
写真9 SE1316



写真10 SU1331



写真11 SB1389



段差



第2図 4面の遺構

、礎石も焼けていることから火災後に造られた臨時の門の可能性がある。翌年3月には黒多門邸が大寺藩邸に加えられていることから、この史実が正しいとするならば、約3ヶ月間のみ機能した臨時の門であると考えられる。

SA1408(写真8) いずれのピットも直径約12cmの柱痕が認められる。またこれらのピットの埋土はいずれも上層に焼土が多量に含まれている点が共通する。

SR1548(写真8) 調査区を南北に延びる道。砂利層は3層からなるが、水平堆積をなさず、上下の層が結合する部分も認められる。屋敷境の道である。

SU1331(写真10) 確認面での形状は方形で、途中から円形を呈する地下室。多量の焼土とともに瓦が含まれている。

SB1389(写真11) E16・F16区に位置する礎石列。礎石の間隔はほぼ一間である。礎石列の北と南は攪乱を受けており、Cグリッド、Gグリッドにはこれに連なる礎石は検出していない。礎石はいずれも一辺25~40、厚さ15cm程度の方形で、掘り方にこれら礎石が単独で据えられている。根石は見られない。2、3の埋土には焼土ブロックが含まれる。礎石列の西側はSD1215を挟んでSR1276がある。また東側では硬化面が認められる。SR1276の項目で述べたように溝を挟んで路地と長屋という関係かもしれない。ただし、SB1389の東側にこれと対応する礎石はみられない。SB1392が同一面において検出されたが、それとの関係は不明である。なおSB1386の二間東側は攪乱を大きく受けている範囲である。

SE1316(写真9) 確認面での直径は75cmを計る井戸である。周囲に大きく攪乱があったため、掘り方の有無は調査当初は不詳だった。また4面の遺構として扱ってはいるが、この攪乱によってそれより上にまで続いていたかについては不明である。確認面から1.2mほど掘り下げると、井戸の四隅に井桁の痕跡を検出した(SK1517)。類似の施設を伴う井戸は本地点に隣接する、病棟地点D面から検出されている。SK1517から出土した天目茶碗の底部が、5面の遺構であるSK1586出土の口縁部と接合する。海拔7.2mの地点から湧水はじまり、同5.8mまで井戸枠が認められた。

6) 3面

5、4面までに存在した壇切りの平準化によって、調査区の東側を盛った段階である。前述したように大聖寺藩では天和の火災後、史実が正しいければ天和3年3月には黒多門邸が大聖寺藩邸に加えられ、大聖寺藩邸の屋敷境はより東側へと移動する。その際、大聖寺藩邸と黒多門邸との間を平準化するために盛り土がなされている。3層はこの盛り土作業に対応すると考えられる。この面からは道とそれに面した長屋の他、性格不明のやや規模の大きな遺構が検出された。

7) 2面(第3図)

注目すべき遺構は比較的多い面。ただ土地の造成などは前段階と同じ。中央診療棟6号組石南北部分の続きと考えられる石組みの抜き取り穴であるSD1173がある。

SK740(写真12) 能舞台。埋土には多量の焼土と瓦が含まれている。火災による焼失に伴う上部構造の崩落によるものであると考えられる。遺構の底には崩落した焼土や瓦に押し潰されるよう

に破片となった5点の常滑大甕がある。能舞台の下に設置された音響効果のための甕であろう。甕の下にはそれぞれ3つのピットがあり、その断面は1つは垂直、残りはやや傾いていることが観察された。これによって甕がやや傾けて設置されていたことがうかがえる。



写真12a SK740大甕検出状況



写真12b SK740



写真12c SK740坑底杭痕



写真13 SD720

SD720 (写真13) 調査区の北東隅で東西方向から100度ほど方向を変える溝。石で組まれた排水溝である。

SD828 (写真14) G19区に位置する東西方向の石組の溝である。遺構の大部分は調査区外(病棟地点調査区)に存在していると考えられ、本調査区からは遺構の西端2.2mの範囲が検出されたにすぎない。遺構の上部はSX787によって破壊を受けているが、現状では幅30~70cm、高さ20~30cm、幅30~40cmの直方体をした切石が2段積みめられていた。石組みに利用されていた石は前述の切石を主体とするものの、同程度の大きさの未加工の礫や間知石もある。いずれの石を利用して、石の表面は揃えられて構築されている。溝の規模は幅70cmである。また遺構西端から東側へ40cmの範囲で2段の石段が設けられており、この石段の最も低い部分で深さ80cmを測る。溝の底部はこの石段部分を除いて、黒色を呈する宝永火山灰が敷かれている。宝永火山灰の厚さは10cmである。

遺構の掘り方は南北2mである(東西に関しては不明)。掘り方と切石との間は一辺20cm大の礫や破碎礫によって充填されている。

石組みの溝の底部に宝永火山灰を敷いているという本遺構の特徴から、調査区東側にあたる病棟

地点SD236と同一であると考えられる。SD236は病棟地点B面に存在した庭園部分に盛土造成されている。この盛土は1703（元禄16）年の火災によってなされたものであり、本遺構は1707（宝永4）年11月の宝永の噴火前後までに比定することができる。またSD236は東側に丘状の盛土遺構に続いているが、今回の調査で溝の西端に石段が設けられているという状況が把握できた。

SB1606（写真15） 東側に張出部を有する長方形の遺構である。南北は階段状を呈する。中央に切石がおかれ、張出部のコーナーには切石が存在する。中央部の切石上面レベルまで砂利層と灰褐色土層による貼り床が認められ、張出部の切石周囲にはロームによる貼り床が認められる。埋土には最上層に漆喰を多量に含む灰褐色土がある。ただし中央部付近の埋土はロームブロックと破碎礫を多量に含む褐色土である。

中央部では、階段部には砂利敷き粘土層による貼床が認められる。その両外側では、礎石周囲はロームブロックを多量に含む褐色土が貼られているが、しまりは強くない。礎石に使われる切石の表面には工具紺が認められるが、敷石に用いられている切石の表面は平滑に仕上げられている。敷石両側は角材が認められるが、北側の敷石はほぼ礎石間に位置し、粘土層にパックされ、トンネル状に検出された。それに対し南側の敷石は礎石南側のステップ際に位置しており、粘土層は認められず、埋土が堆積していた。

SB01（写真16） 南北6.4m、東西6.3mの正方形の建物の基礎。溝の幅は70～80cm・深さ50cmで、1.5～1.8mの間隔で礎石が並ぶ。礎石は径50～90cmである。写真のようにこの溝は中央部で交差することなく、ズレている。

8) 1面（第4図）

江戸時代の調査では最も新しい面。建物の礎石と庭園と思われる遺構、水琴窟を検出した。



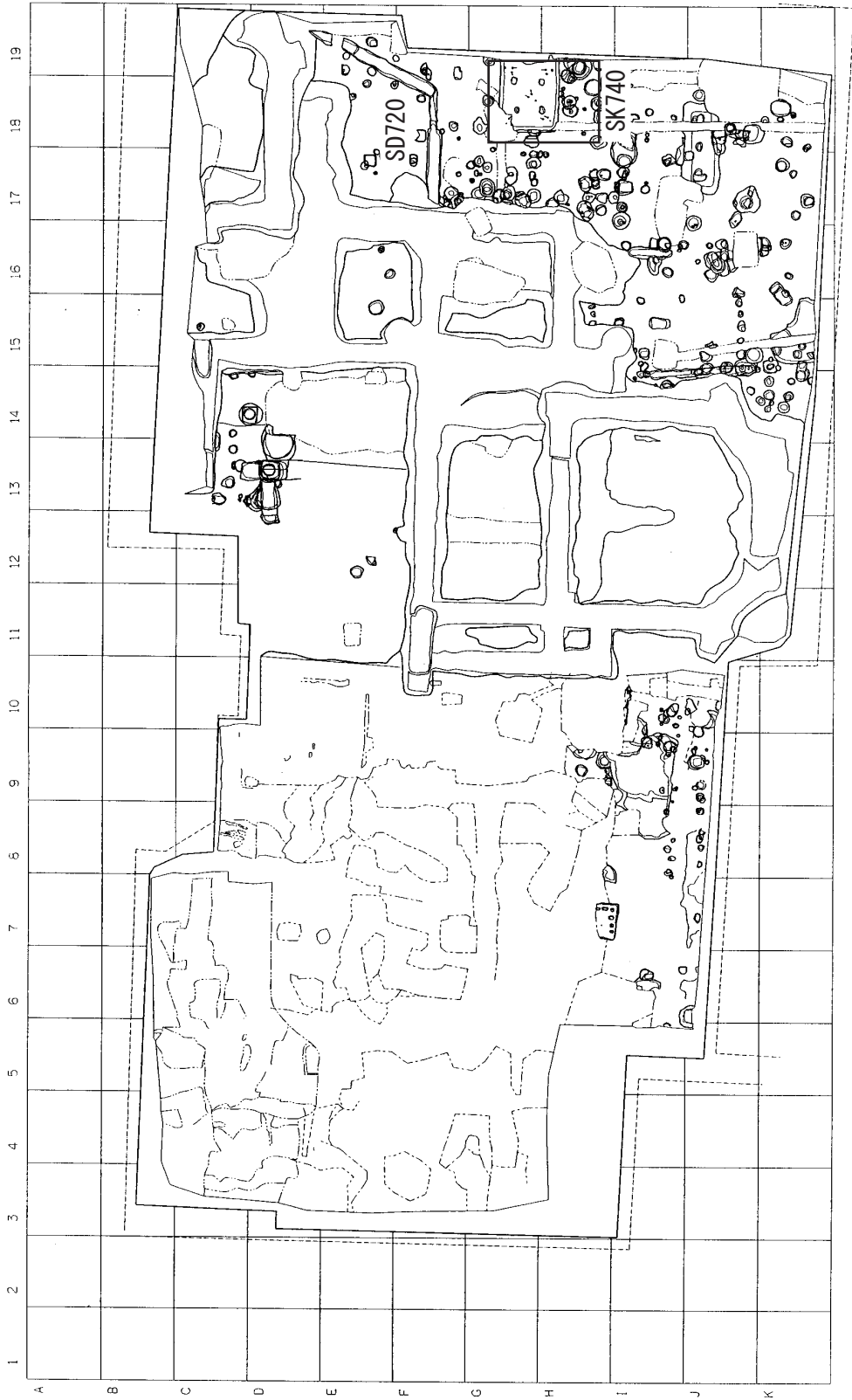
写真14 SD828
（底面の黒い部分が火山灰による整地層）



写真15 SB1606



写真16 SB01



第3図 2面の遺構

0 10.0 20.0

SB142・SB148（写真17） 1間間隔で3列に並ぶ礎石列。SB142の中央部には角柱状の石が敷かれており、門の部分を作っていたかもしれない。SB148はSB142の西側から検出された礎石列である。いずれも礎石の下に2～3段の石が積まれており、最下段には直径80～90cmの根石が据えられている。



写真17a SB142



写真17B SB148

SX664（写真18） 南北20m、東西15mの範囲に玉砂利が敷き詰められていて、その間に扁平の石を配列されている。攪乱の影響の多い面で、詳細な範囲は不明であり、一続きの遺構であると現段階では捉えている。性格は不明であるが、扁平の石は礎石建物に伴うものとは考えにくく、また明確な掘り方も認められなかったことから庭園の一部であると考えられる。



写真18 SX664

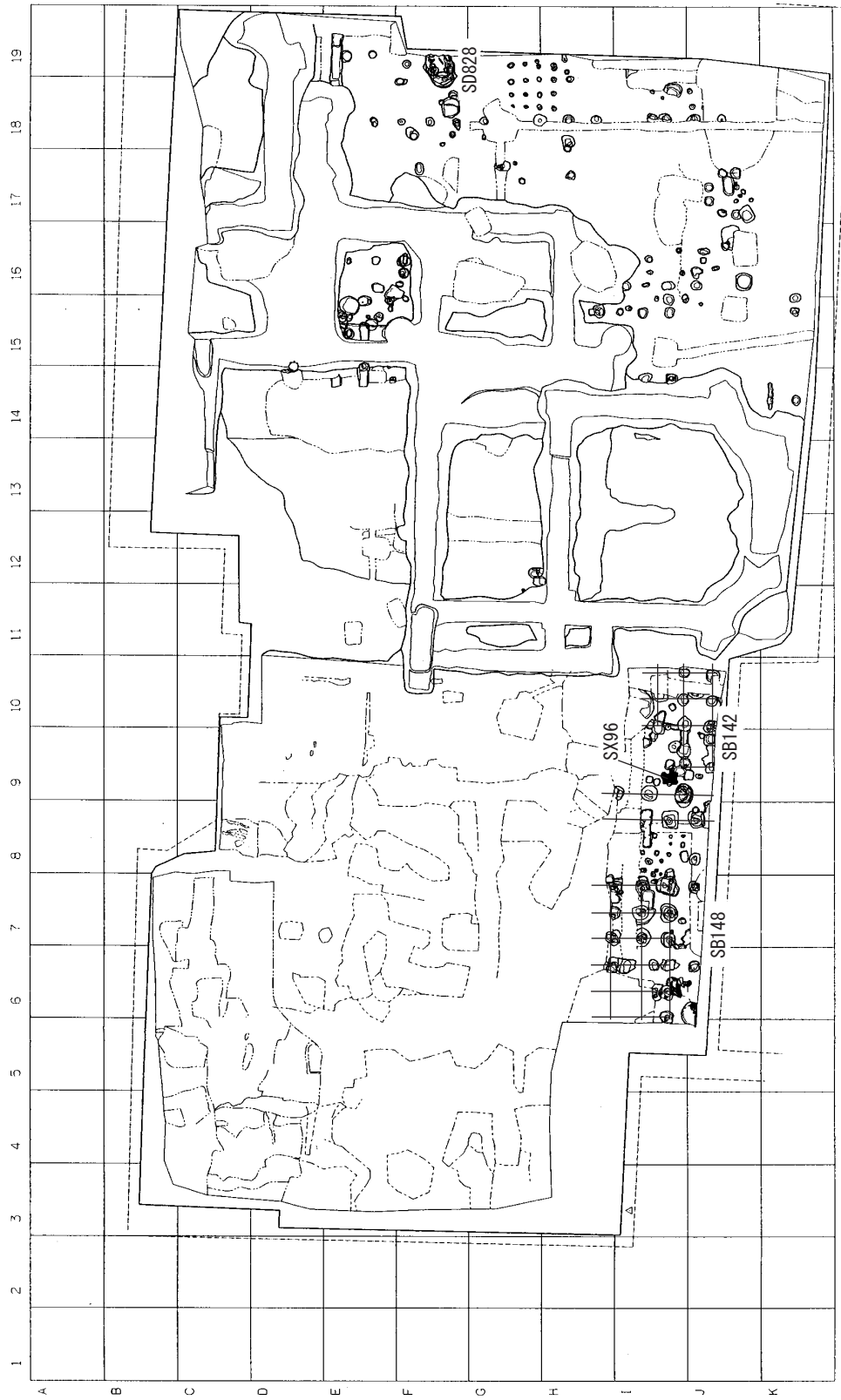
SX96（写真19） およそ1m四方の範囲に玉砂利が集中していた。これを取り除くと極めて強固な漆喰が現れ、その中央部に直径2cm程度の穴が穿かれている。漆喰の下には逆さに据えられた瓶があった。水琴窟である。



写真19a SX96（玉砂利検出状況）



写真19b 埋甕検出状況



第4図 1面の遺構

はじめに

当会特別例会で『誹風柳多留』と江戸のくらし』という発表を行い、その概要を会報の87号に掲載した。その際に与えられた紙数の制約と、さらにいま一つ調べたりないところがあったため、「蠣殻山」の句については別に述べるとした。その後あらましのことがわかったためここに記したい。

江戸ならば蠣殻山と喜撰よみ (140編3丁)

この句は天保六年(1835)板行の『柳多留』に掲載されている。

これが『百人首』にえらばれた喜撰法師の歌、

わか菴はみやこの辰己然そ住む世をうし山とひとはいふなり

を前提としていることは言うまでもあるまい。

みやこの南東にあった菴が「うじ山」であれば、江戸の小家は「蠣殻山」とよぶだろうというほどの意味であろうし、さらに本歌の「辰己」を重視するとすれば、江戸の辰己にあたる、深川あたりの光景を詠んだ句とも考えられる。

いずれにせよ、当時(天保六年)このような表現が、句を読んだ人々に納得できるものであったろうことは当然でなければならない(その時に現存していたか、少なくとも記憶に新しい過去の事象として)。

しかし、私たちの漠然とした認識は、お城を始めとして武家屋敷、表店の商家は瓦葺き、裏店^{うらだな}のいわゆる「九尺二間」などは板葺きで、石や薪、さらには明樽^{けいさん}などをのせて「卦算 - おもり」にしていたというものではあるまいか。

もちろん、特に享保五年(1720)の「瓦葺き推奨」以後、江戸の町でさまざまな施策が行われたことはよく知られている。古くは大熊喜邦氏の江戸時代の住宅に関する法令の研究でふれられ、また大石慎三郎氏なども、大岡越前守と町方のやりとりを紹介されている。しかし、一見して異様ともみえる蠣殻屋根が、どのようにして採用され、普及したかについては、あまり触れられていないようであるし、例えば『守貞謾稿』などでも、享保時代の過去の事としてとらえている節がある。

今各地で復元されている長屋が、当時の文献などからみても、立派すぎるということはすでに何度か指摘しているが、もし蠣殻屋根が江戸の小家の一般的なありさまであるならば、その景観は私たちが想像しているものと大きく異なったものとなる。

実際はどのようなものであったのか、いくつかの記録をしるべに考えてみたい。

家屋・屋根にたいする幕府の考え方

蠣殻屋根自体を考える前に、まず幕府の家屋・屋根に対する考え方を知っておく必要がある。それは、なぜ蠣殻などという見栄の悪い（と私は思うのだが）ものを屋根に載せるにいたったのかというわけを理解しなければならないからである。

屋根についてよく知られている幕府の指示は、明暦三年(1657)正月の大火のあとの、瓦葺きを禁止した触れ（『御触書寛保集成』1630、以下〔寛保1630〕のように略する。末尾に一括して掲載た。）であり、また、この方針を百八十度転換した、享保五年(1720)四月の触れ、「町中普請之儀、土蔵作り或は塗家并瓦屋根に仕候事、（中略）可為勝手次第候」〔寛保1653〕と、土蔵作り・塗家・瓦屋根を命じた触れだろう。明暦の触れは、贅沢禁止の意味をこめたものであろうし、享保の触れは、たび重なる火災に困りはてた幕府が、儉約の精神論から実質的な防火対策に本格的にのりだしたものと見えよう（町火消しもその大きな柱であった）。江戸の市街の拡大と、頻発する火災は、もはや「儉約」といった精神主義では収拾のつかない程になっていたにちがいない。因に享保五年以前数年の火災の記録を『武江年表』で拾ってみれば、

正徳五年(1715) 十二月晦日、夜半計りに竜の口辺より出火して、常磐橋御門内数寄屋橋御門内まで、中橋より芝口までの町屋、木挽町に至り、翌正月夕方鎮火。

正徳六年（七月、享保に改元） 正月十一日、又池の端より火発して、神田辺、本町、石町、日本橋、零蔵島迄延焼多く、獄舎もやけたるよし、 同十八日、浅草吹わけ所辺より出火して、本所深川多く焼亡す。

享保二年 正月二十二日未刻、小石川馬場脇井出某殿より出火、湯しま神田護持院の荘蔵、神田橋御門内鍛冶橋御門まで、諸侯の藩邸数宇、通町八丁堀築地まで、武家屋ども夥しく焼亡あり。

十二月十二日、神田横大工町より出火、日本橋北まで焼失。 同二十八日、明けがたより、牛込山伏町より出火、麴町四谷芝田町まで焼亡。

享保三年 五月朔日、五郎兵衛町より出火、通町八丁堀辺築地まで焼亡。 十二月五日、小石川白山社類焼。

享保四年 二月十三日、本町辺、内外神田焼失。翌十四日に至りて漸く鎮まる。 江戸町火消いろは組はじまる。 九月四日、幸町茶碗屋より出火、本八丁堀辺類焼。

享保五年 三月二十七日、午半刻箔屋町より出火、南風烈しく、通り町日本橋辺、伝馬町、馬喰町辺、神田辺和泉橋、下谷上野、坂本、金杉、箕の輪に至り鎮まる。

など、枚挙にいとまがない。

さて、よく知られている触れは以上の二つだろうが、明暦3年の瓦葺き禁止令のしばらくあとに、防火上、板葺き・茅葺きではまずいということで、次の触れが出されている。

一つは三年後の万治三年(1660)二月で、藁葺き・茅葺き屋根にたいして、土を塗り付けることを命じ、板葺き屋根は蠣殻・芝・土などで覆うように指示している〔寛保1638〕。さらにその翌年には、前年の指示を徹底するように求めているのである〔寛保1440〕。ここで初めて「かきから」が出てくることに注目すると同時に、蠣殻が、芝や土と同列の、被覆材料の一例としてあげられている

点に留意したい。

その後しばらくは、残された触書きに、このような指示はみられないが、享保五年に至り、徳川吉宗 - 大岡越前守の一連の施策のなかで、防火の対策が大きくとりあげられることになる。

防火建築に関する幕府の指示は、町方・直参・大名家それぞれに出されることもあるし、「武士屋敷町屋」といった具合に、共通の触れとして出ることもある。以下便宜上、町屋・直参・大名の順に見てゆくことにするが、一部重複することもあることをお断りしておく。

町名主と大岡越前守の「かけひき」

享保五年の触れに「塗家・瓦屋根」という言葉がでてくるが、この年この触れが出される前に、町奉行（大岡越前守）と町名主とのあいだで、丁々発止のやりとりが行われている。

まず二月十七日に、「町では瓦葺きにしたい向きもあろうがどうか？」と諮問が出される（〔江戸町触集成5640〕。以下〔町触5640〕と略）。

これに対して名主側は、「町々困窮して、とても瓦を葺くどころではありません」と町奉行の打診に「勘弁してくれ」と答えている。

また二月ほどあとの四月十日には、今度は「塗家にしてはどうか」と提案する。

これに対して次の日、「今の家の作りでは、土を（屋根に）載せるのは、たいへん心もとなく、また、土を塗っても、大雨が降れば流れ落ちてしまいます」と、現状では不可能なことを訴える。

これに対して、大岡越前守は、「それでは、土一寸程の厚さならよからう」と、再提案するが、名主たちは「土の質が悪い。家が丈夫でなく、土を置けば戸が開かなくなる。雨降りの時は土が流れ落ち、出入りがままならない。」などの理由をあげて、今すぐというのはとても無理ですので、これから追々建てる家については、仰せの通り致しますので、どうぞ永い目で見てください。」と早急な対応は困難であることを申し立てている〔町触5651〕。

享保五年四月の「土蔵作り・塗家・瓦屋根」について「勝手次第」の触れはこのようなやりとりを経て、さらに三月の、箔屋町から通町、日本橋・伝馬町・馬喰町・神田・上野・箕輪などをなめつくした火災の後に出示されたわけである。

さて、享保五年四月には「勝手次第」であったものが、そこはそれ段々と「強制的」なものになってゆくのは、当然のなりゆきというものだろう。

だいたい後の明和四年(1767)二月に、田所町・村松町・平松町などの名主が町年寄の喜多村家によばれて、町のようすを内々にたずねられている。これに対して「享保七寅年より追々土蔵塗家瓦葺被仰付候」とある〔町触7971〕から、「勝手次第」から二年後には、半強制的なものになっていったことがわかっていく。

享保八年(1723)六月に、樽屋藤左衛門を通じて、町々の名主に、「筋違橋御門より柳原土手之内通、浅草橋御門両国橋を限り永代橋際北新堀町小網町川を限江戸橋迄の町々は、川筋を限り残らず当卯年より来巳年迄三ヶ年之内に屋根土塗にせよ」との指示がだされる〔町触5871〕。さらに朱書で、「右筋違橋御門内神田は、通町より東方の町々残らずである。通

町より西の方は去寅年十二月廿三日に達したところだ」とあるから、享保七年から八年にかけて、日本橋を中心として東は大川(隅田川)まで、北は外堀までの広い範囲の町家が、塗家を命じられていることがわかる。そしてこの指示は、もしできない場合には、場合によって屋敷をとり上げるといった強い調子のものであった。

これらの触れは、享保六年冬の一連の火災の後の普請にたいするものと思われる。

『武江年表』によれば、

享保六年(1721) 正月八日昼四時、呉服町より出火、西北大風、通巷丁目より京橋本材木町、八丁堀、木挽町、鉄砲洲、築地、零蔵島、銀町まで焼くる。二月三日辰下刻、三河島四丁目裏町より出火して、神田辺、下谷、上野仁王門焼け、浅草寺町三谷まで焼亡。二月四日、巳刻過ぎ、牛込御納戸町より出火、小日向、小石川辺一円に焼くる。白山の辺より三崎に至り、日暮里にて鎮まる。此の時伝通院へ逃げ入り、焼死する者三百八拾余人と云ふ。築土八幡宮白山社も此の時焼くる。十二月十日、三河町より出火、通町筋、本材木町、坂本町、南茅場町、八丁堀、鉄砲洲、築地まで類焼。

と、町人地を多く含む地域が、広く焼失している。

しかしこの幕府の指示については、かなり紛糾したらしく、同九月には「蠣殻屋根の件については、樽屋藤左衛門殿まで相願えば、御伺の上、願のとおり仰付られる」とある。これをみると、屋根土塗りについての奉行所と名主のさまざまなやりとりの

中で、万治三年に出てきた「蠣殻」が再びとりあげられ、土塗屋根の代用品として、うかびあがってきたことがうかがえよう。

これについて出された「証文」によれば、「町内には塗家土蔵造にしたくても、困窮のため叶わない者が多い。このため、従来からある家を少々修復し、板屋根の上に蠣殻を厚く葺くことで許していただきまことに有難い」としているわけである(以上いずれも〔町触5871〕)。

ここで蠣殻が、江戸において、瓦屋根あるいは塗家の代用品として、幕府に正式に認められたことになろう。そしてこれ以後、蠣殻屋根が、武家・町方を問わず(あくまでも瓦の代用品としてではあるものの)広く江戸の街中に普及してゆくようだ。

ただ上の証文をみると、単に蠣殻を葺くだけでよいようにみえるが、幕府の方針も揺れていたようで、当面蠣殻葺きでよしとしたとしても、基本的には屋根に土を塗るべきとしていたものらしい。

これをよく示しているのが6年後の享保十四年(1729)十一月の触れである。

それによれば、「麹町には去る未年土蔵造塗家に申付けた。今度見分したところ、茅葺藁葺杉皮葺等の小屋がまだあり、蠣殻屋根の分は過半下地を塗らず、直に蠣殻ばかり差置仕方、不届千萬である。よって茅葺藁小屋杉皮葺の分は取拂わせ、その跡普請する時は土蔵造塗家に申付ける。また蠣殻屋根の分は、来る戌三月中迄に下地惣塗家作にし、屋根については、土留迄に蠣殻を差置く分は勝手次第に申付ける。」として、「麹町名主共」は申付けが達成できていないため、「押込申付」として、かなり強い調子で叱責しているのである〔寛保1661〕。

この触れの契機となった火災は、享保十二年(1727)十二月十日の、

表二番町より出火、麹町永田町、霞が関、虎の御門、久保町、あたご下増上寺裏門、芝海手ま

で焼亡。是れより麹町うら通り明地と成る。(『武江年表』)

のようだ。この触れを見るかぎりでは、蠣殻は、防火の目的ではなく、土留め(雨水で土が流れ落ちないため)の役割を与えられているにすぎないのである。

直参と「拝借金」

町方に対して、享保七年(1722)以降、瓦葺きの奨励(強制)が進められたのと並行して、旗本・御家人に対する瓦葺きの、「拝借金」つきの奨励策を強力におしすすめることになる。

『御触書寛保集成』にみられる最初の「瓦葺き」に関する触れは、享保八年十二月のもので、市ヶ谷御門の内、番町筋で類焼した屋敷にたいして、家作を小さくすると同時に、「軽キ瓦葺」を申し付けている〔寛保1714〕。

(『武江年表』享保八年、十二月五日、牛込より出火、市谷御門内番町辺焼亡。)

そして、瓦葺き屋敷の普請費用として、十年賦の「拝借金」を支給する。因に、「軽キ瓦」は江州の西村半兵衛が発明したといわれる「棧瓦」であろう。

拝借金の額は、五拾石から九拾石の家に対し「金拾四両」、以下石高が増すにしたがい増額して、五千石から九千石では「金四百両」である(この額は、瓦葺き奨励のための拝借金が廃止される延享三年(1746)まで変わらない)。

さらに幕府は、この地区で類焼にあわなかった諸家にたいしても、

其方共屋敷焼失は不致候得共、軽キ瓦葺ニ申付、火除二成候様ニ可致候、と、やはり「軽キ瓦」を葺くよう申し付けて、上と同額の拝借金を用意している。

さて、以上は「市ヶ谷御門之内」(外堀より内)であったが、今度は外堀の外側を見てみよう。享保十年三月に、四谷御門外辺から牛込御門外辺で今度家作の場合、板葺きや茅葺きは無用にし、塗家か蠣殻葺にするよう指示している〔寛保1716〕。

(『武江年表』によれば、享保十年二月十四日、青山久保町より出火、赤坂、四谷、市谷、牛込、大塚、音羽、小石川巢鴨、駒込谷中、下谷金杉迄焼亡、とある。)

御門の外は家禄の低い家も多いようで、三拾俵以下で三両から始まるが、五千石から九千石では金百五拾兩で、瓦葺の金四百兩の半分以下の拝借金となっている。ただし、この地域でも、なるべく瓦葺きにするようにといており、瓦葺きが幕府のめざすものであり、蠣殻葺はあくまでも代用策であったことが伺われる。

幕府の「防火建築計画」は着々と進められ、享保十二年三月には、水道橋外・小石川辺・小日向筋(外堀の外)の直参の面々にたいして、なるべくは瓦葺きが望ましいが、それが難しい場合「念入候蠣殻屋根」にするよう申し付けている。

『武江年表』によれば、享保十三年「二月十六日、猿楽町より出火、小川町一ツ橋御門、外武家方一円類焼(誠云ふ、此の時より家作葺葺禁止)」、とある。この葺葺禁止の触れは、同三月に出されたもので、番町・糺町・元山王・永田町・小川町・猿楽町・駿河町・飯田町あたりの屋敷に対して、「向後葺葺等二仕間敷候」とし〔寛保1660〕、小川町・猿楽町辺の直参に「軽キ瓦葺」を命

じて、やはり最高四百両の拝借金を仰付けているのである〔寛保1721〕。

このように見てくれば、幕府の「防火建築」の基本的な方針は、外堀の内側については瓦葺を原則とし、外側についても瓦葺きが望ましいものの、蠣殻葺での代用を認めたものであったことがわかる。さらに、火災の多発する冬に吹く、北～北西の風を配慮して、少なくとも残された触れから見るかぎり、江戸市街の北西部や北部の宅地に重点をあてたものであることが伺われるのである。

そして例えば、享保十五年正月、下谷七軒町から出火した火災の後、外堀の外であるにもかかわらず「居宅長屋等小住居二致し、瓦葺二申付」など、「防災重点地区」については積極的に瓦葺政策をおしすすめているようである。

ただ費用の関係もあり、原則的には「外堀内 - 瓦、外堀外 - 蠣殻」だったようで、享保十七年三月二十八日の、牛込御門内外の火災のあとの触れで、内側は瓦葺き、外側は蠣殻葺きを指示している〔寛保1732〕。

この施策は延享三年(1746)の三月までつづくが、当初の目的をほぼ達したとしたのか、同年五月には、今後拝借金は行わないとの触れが出され〔宝暦1203〕、以後、瓦葺きと蠣殻葺きを目的とした拝借金は行われてないようだ。

西之丸下・大名小路の蠣殻葺

元文五年(1740)五月、松平土佐守(土佐高知藩)、細川越中守(肥後熊本藩)、松平阿波守(阿波徳島藩)、酒井雅楽頭(上野厩橋藩、寛延二年播磨姫路に移封)、堀田相模守(出羽山形藩、延享三年下総佐倉に移封)、阿部伊勢守(備後福山藩)など、32家の大名家などに対して、「以前家作を瓦葺き等にした面々の屋敷で、蠣殻葺きにしている部分がある。これまで蠣殻葺きにしていた場所も全て瓦葺きにせよ」という指示が出される〔寛保1674〕。この諸家については氏と称呼しか記されていないので、特定するのが困難であるが、西之丸下・大名小路に上屋敷をかまえる大名家が多いようだ(この荒増については渋谷葉子さんの御教示を得た。ただ、正確に特定するには更に検証の必要がある、との御指摘をいただいている)。

これを6～7年さかのぼる享保十八、九年には、上記の触れにみえる諸家の一部や大岡越前守の役宅などについて、「2～3年のうちに残らず瓦葺きにせよ」という指示が出されている〔寛保1669・1671〕。

千代田城にもっとも接するこの場所(触れにあがっている諸家の屋敷が全て、この場所にあると断言はできないものの)で、町家や直参の居住地区よりもかなり後に瓦葺きの指示が出されているのは不審であるが、もともと屋敷のかかなりの部分が瓦葺きで、附属施設などについての指示と考えるべきであろうか。

それにしても、町方にたいする瓦葺奨励の旗振りであった大岡越前守の役宅までもが、少なくとも一部が柿屋根など燃えやすい部材であったということになる。

蠣殻葺き・瓦葺きのその後

明和九年(1772)六月、の触れに「瓦葺蠣殻葺等場所々御定被仰出候處」で粗末なところもあったため今度の大火となった。今後は「瓦葺蠣殻葺之場所々其通二家作いたし可申」とし、今後「曲輪内」は折々検分のを遣わすので、十分に点検・修理を行うようにと、町家・武家双方に注意をうながしている〔天明2593〕。

ここにみえる「曲輪内」は、外堀の内側という意味だろうから、特に従来から瓦葺きを指示した区域については、強く防火対策を求めていると同時に、この時期でも、蠣殻葺きが幕府の「正式」に認めた屋根材であったことがわかる。

『御触書集成』で「蠣殻葺」が見えるのはこの触れを最後とするようだ。

ただ、家作を瓦葺きにせよという指示は、寛政年間までみえ、例えば寛政四年(1792)には「今度類焼之跡」は小住居にし、「瓦葺之儀は是迄通二相心得...平瓦にてもさん瓦にても」とある〔天保5608〕。

このあたりで、定められたところは瓦葺き（あるいは蠣殻葺き？）にすることがあたりまえという状況になってきたのか、寛政年間以降しばらくは、特に屋根の材料についての指示はみられないようだ。

随筆に見る蠣殻屋根

さて、財津種莢(寛保二年-1742-に92才で死去)が享保末年頃に記した『むかしむかし物語』に、昔は江戸中に、蠣がら葺四五軒ならでは見へざりしが、近年大形蠣おおかたがら葺に成、(中略)昔は番町其外にも、大名の外瓦葺は小身には無之、近年番町不残かわらぶきに成、火の用心よろし、とあるから、享保五年の触れのあとから、瓦に替わる蠣殻が随分普及したようだ。また、番町など外堀の内側は、瓦葺きの普及が相当進んでいたことがわかる。

さらに、小石川養生所の医師であった小川顕道の『塵塚談』(文化十一年)に、

われら廿歳頃(顕道は元文二年-1737-生れ)までは、江戸の端々は、武家町家とも、多く蠣屋根にてありしなり。白山殿周辺、御家人の家は、みなこけら葺にて蠣屋根なり。月役というて長さ一間に幅一寸四五分のわり木をのじにし、それより板にて葺く、そのうえに、蠣を敷きならべることなり。養生所惣屋根など、十四五以前までは蠣屋根にてありしなり。

とあり、宝暦年間の中頃までは江戸の周辺部は、武家・町家は多く蠣殻葺きであったという。

外堀の外側は、瓦の代用品としての蠣殻葺きが、武家であっても認められており、享保から元文年間は、防火建築がさかんにすすめられた時期であるから、少なくとも宝暦年間頃までは、多くが蠣殻屋根という景観であったのだろう。ただここでは、板で屋根を葺いて、その上にかきを「敷きならべる」といっており、下地に土を塗ってはいないようだ。

この地域は享保十二年の触れ〔寛保1718〕で、なるべく瓦屋根にするようにという指示があった所で、「瓦屋根に難成所々は、念入候蠣殻屋根」にするよう申付けられている。にもかかわらず、

幕府の建物が「十四五年以前」、つまり寛政末から享和頃まで蠣殻屋根（しかも、文の流れから下地なしと見てよいだろう）であったことは注目されよう。

20才の頃まで多く蠣殻屋根だったものが、その後どう変化したのか、ここでは書かれていない。常識的には次第に瓦屋根に替わっていったとすべきなのだろうが、武家の困窮の度が、時の経過とともに極まっていったとすれば、瓦屋根と柿屋根に二極化していったと考えられなくもない。

『守貞謾稿』と蠣殻屋根

それでは、江戸学の聖典と呼ばれている(?)『守貞謾稿』では、江戸の屋根についてどのように書かれているのであろうか。「家宅」のうち江戸については、

今世、江戸民屋の制、あるひは二階家、あるひは中二階と号して二階あれど低き家、あるひは平屋と号して無二階の低き家、あるひは瓦葺、あるひは柿葺等さらに一定ならず。また茅葺禁止の古制、(中略)市中茅葺されにこれなしといへども、市端俗に云ふ場末に至りては往々これあり。(中略)

また板葺多し。屋根板と号して、長尺ばかり幅不同の杉の庵扮板を重ねかけ、木釘をもつて打ち付ける。これをこけら葺と云ふ。京坂に云ふ叩き屋根なり。平屋など特に柿葺多し。

と、瓦葺き・板葺きが多く、周辺部では茅葺きが間々みえるとして、蠣殻葺きについては全くふれていない。

もっとも、江戸の家作の歴史をのべる中で、

『衣食〔住記〕』また曰く、小屋敷町家などは蠣殻を屋根へあげ、軒に見留と板にて打つ。また『昔々物語』に云ふ、昔は江戸に蠣殻葺は四五軒ならでは見へず。近年は大かた蠣殻葺なり、と云ひしも享保十七年なり。同書に、なほも火の用心に瓦葺となり、塗家造りに替はれり、云々。また『昔物語』と云ふものの、文化十一年の記、時に七十八歳小川某とありて、我ら二十歳頃までは、江戸の端々武家町屋ともに、多くは蠣殻にてありしなり。また月役と云ひて、長さ一間に幅一寸四、五分の割木をのじにし、それより板にて葺き、その上に蠣殻をしきならべるなり。

とあり、享保頃の話として「蠣殻屋根」を紹介している。さらに、

蠣殻屋根、宝暦中まで江戸端町には専らありしとなり。

と書いているから、蠣殻屋根は江戸の隅の方に、18世紀中頃まで残っていたのだろうという認識のようだ。

また、安政以後の若山藩士の江戸見聞録である『江戸自慢』では、

瓦をふくも僅に端の方ならで土を不用、蹴れ八瓦八悉く落るなり、(中略)瓦の価八若山二三倍すれば、大名屋敷も長屋、玄関のみ京物を用ひ、其外御殿向も捻り返しなり、小禄の土、貧なる旗本の屋敷、又裏屋は招き屋根にて瓦なし、

とある。「招き屋根」がいま一つ分からないが、この場合板屋根以外考えられないので、「捻り返

し」すなわち棧瓦と板屋根が、江戸の屋根の一般的な姿であったことがわかるのである。

記録マニアの喜田川守貞が、もし蠣殻屋根を見つけたとしたら、これを書き洩らさないはずであるし、若山藩士は江戸の「アラ」を探すことに快感を感じていたようだから、もし異様な「蠣殻」屋根をみれば、これをあげつらわぬはずがない。

これらを見ると、天保六年板行の『誹風柳多留』にのった頭初の句と、明らかに矛盾している。何故か？

『守貞謾稿』の冒頭に、

余、文化七年庚午六月、浪華に生る。天保十一年庚子九月、東武に来る。
とある。はなはだ弱い理由ではあろうが、私は『柳多留』の天保六年と、守貞が江戸に出てきた天保十一年、この五年の差にしか解答を見出せない。

享保年間にくりひろげられた「防火建築」運動の一端を担った蠣殻屋根は、外堀の外側を中心に、大いに普及する。それは『むかしむかし物語』や『塵塚談』をみても明らかだろうし、以後も明和九年(1772)には「瓦葺蠣殻葺之場所々其通二家作いたし可申候」とあり、瓦葺き・蠣殻葺きの「指定地域」が、少なくともこの時期までであったことがわかる。さらに文化十一年(1814)より十四五年前までは、小石川養生所といった、幕府の建物までが蠣殻葺きであったのだから、まだまだ、蠣殻葺きの割合は多かったにちがいない。

それが、守貞が江戸にに出てきた天保十一年頃には、普通にはほとんど見かけることのないものになっていたし、さらに後の『江戸自慢』にも踏襲されている。とすれば、天保期の始めごろが、蠣殻屋根の残照がわづかに残っていた時代といえるのだろうか。しかしそうだとしても蠣殻は、享保八年以来（もちろんそれ以前も屋根材として一部に用いられてはいる）百年以上にわたって江戸の屋根を「飾って」いたのである。

それでは、いささかなりとも防火に貢献したであろう蠣殻が、なぜ使われなくなったのか？見栄の悪さの割りに防火効果が少なかったのか？、いかに蠣殻とはいえ、葺く費用に江戸の人々が耐えられなくなったのか？

『守貞謾稿』に、

天保三年（同書の巻頭には「天保十一年」とある）初めて中山道より出府し、板橋駅を通りし時、当駅の遊女屋ども皆茅葺なるを、（中略）近年これを見れば皆立派の瓦葺となり、（中略）わづか二十余年にてかくも美麗に移れるものかと驚かる。

天保末の府命に、以後火災ありて後家宅を建つる者、皆必ず瓦を用ひ塗家に造るべき官命ありて、当時これを用ひて諸所に瓦葺、庇上を塗り籠めたるもありしが、今は廢れて新造の宅もこれを用ひず。

とある。江戸四宿の一つである板橋宿がそのような状況であったとすれば、天保期の後半から、弘化・嘉永年間にかけて、江戸の「瓦葺」が一時、急速に進んだものだろう。そしてすぐに、元にもどったとあるから、このときの（瓦葺きでない）屋根には板葺きが採用され、蠣殻葺きの屋根が復活することはなかったのだろう。そして今、私たちの頭に浮かぶような、瓦と板葺きの江戸の景観ができたのだろうか？

しかし、なぜ、いささかなりとも防火に役立とうと採用された蠣殻屋根が捨てられたのか、その理由^{わけ}について今、私は語る史料を私はもっていない。今後の課題として考えてみたい。

また、中野高久さんは、「享保～宝暦（1716年～1764年）に描かれた『江戸図屏風（浦部家本）』の「両国橋西詰」に描かれている「いくよもち」とある町家の屋根が蠣殻ぶきであると指摘されている。私がざっと見たかぎりでは、絵画に蠣殻屋根が描かれる例はごく少ないように感じられるが、今後注意してみてゆく必要があるだろう。

付り1 蠣殻屋根についての他の句

『誹風柳多留』にみえる蠣殻屋根に関する句は、冒頭にあげた一句のみである。

しかしそれではあまりに寂しいので、あと二句を紹介したい。

樋竹へ中州の出来る屋根の土 （124別編12）

大岡越前守とのやりとりで出てきたが、防火のために屋根に土を塗らせることが、幕府の基本的な政策であった。むきだしの土では、雨ですぐ流れ落ちてしまうので、勘弁してくれというのが名主たちの返答であったが、土を塗ることは防火上有効な手段であったようだ。瓦葺きにしても蠣殻葺きにしても、（実際にあまねく行われたかは別として）下地に土を塗るように定められていたようだ〔寛保1659・1661〕。

瓦葺きであればともかく、蠣殻葺きの場合、いかに蠣殻で覆ったとはいえ、雨水が下地の土に流れ込み、泥土が樋に流れ入ったものと思われる。とすれば、これも蠣殻屋根についての句としてもよいのではないだろうか。

蠣殻をはさんで捨る屑拾ひ （138編11）

これはかなり強引に解釈する。食べた生蠣の殻を捨てておいた場合、はたして屑拾いが紙と間違えてつまみ上げるだろうか。触れにも、蠣殻が落ちたまま、修理しないのはけしからんとあるが〔寛保1666〕、屋根で雨にさらされ、表裏ともつや消し白色に漂白された蠣殻ならば、紙と見間違えよう。

付り2 なぜ江戸で「蠣殻屋根」なのか

『守貞謄稿』「生業」の部で、

牡蠣は三都ともに有之、亦江戸賤價也、大坂の海かきを産せず、（中略）

京坂惣て貝蔬少く江戸太多し、

と、江戸では蠣を多く産したようだ。また水天宮近辺に現在も「蠣殻町」の地名が残るが、これは「寛永図」に小網町・浜町とともに見え、このあたりが海辺で、蠣などが多く採れたことを示すものだろう。

また、〔寛保2110〕・〔宝暦1367〕は、江戸における「蠣殻売方」を保護する触れで、他国・近在からの蠣殻灰などの搬入を禁じている（これ以後もこの触れは幾度も出されている）。とすれば、江戸では食用もさることながら、蠣殻は京坂と異なり、極めて入手しやすい材料であったことが理解できよう。享保期の集中的な需要にどのように対応したかは分からないが、拝借金の額にもみえるように、瓦と比べればはるかに安価なものであったろう。

さらに、焼いた蠣殻が商品になっていることから、火災の後、この業者が焼けた蠣殻をかき集めたとすれば、江戸の遺跡で蠣殻屋根と思われる痕跡が比較的に少ないことに対する、一つの解釈になるのかもしれない。

因に〔宝暦1175・1183〕は、火災後の焼土・焼瓦処理に関する触れである。

基本的に焼土・焼瓦は片付けるべしとしているが、大火のあと、全てを元の地面に戻すことは、機械力のなかった当時、不可能に近かったろう。そこで、原則論のあとに、「尤持出置候灰瓦等、當分外え片付候場所無之候ハ」と、不陸（凸凹）のないように、ならし置くようにとしているわけである。とすれば、もし蠣殻をもっていってもらえば、少しでもならず手間は省けよう。

しかし、火災のあとの「不陸引ならし置」が江戸の土地を次第にかさ上げていったことは、私たちが発掘で常に目にしているところで、柴村盛方の『飛鳥川』に、

昔より近年は江戸の火事繁き様に思ふ。類焼の後往還道敷次第に築あげ、屋敷内も地形高くなる。後には如何成行ぞ。

と指摘した通りである。

参考文献

『誹風柳多留全集』、三省堂。

『御触書集成』（寛保・宝暦・天明・天保）岩波書店。

『江戸町触集成』、塙書房。

斎藤月岑『武江年表』、東洋文庫。

大熊喜邦「江戸時代に関する法令と其影響 附住宅に関する政策」(『建築学雑誌』420号、1922年)。

財津種英『むかしむかし物語』(『近世風俗見聞集』、国書刊行会)。

小川顕道『塵塚談』、現代思潮社『古典文庫』。

喜田川守貞『守貞謄稿』、東京出版同志会。

原田某『江戸自慢』(『三田村鯨編 未刊隨筆百種』第八卷、中央公論社)。

中野高久「江戸遺跡にみる貝殻の利用 - 牡蠣殻葺屋根、貝杓子を中心に - 」(『東京考古』第17号、1999年)

柴村盛方『飛鳥川』(『日本隨筆大成』第二期、10、吉川弘文館)。

尚、大熊論文および、瓦の研究史などについては、金子 智さんの御教示を得た。

本稿で示した触れを以下にまとめた。一部体裁を変えた部分、省略した部分がある。

また、傍点は全て私が付したものである。

『御触書集成』

蠣殻葺と瓦葺

(寛保集成)

1630 明暦三酉年二月(1657)

一瓦葺家屋向後雖為國持大名、可為停止之、但土蔵八不苦之旨被仰出之云々、

1638 万治三子年二月(1660)

一今度焼申候跡二、わらふきかや葺有之候、たとへ當分之事にてても、土にてぬり可申候、こけらふき八がきがらにてても、芝にてても、土にてても、早々勝手次第第二可致事、

1639 万治三子年二月

一町中かやふきわら葺、草々土にて屋ねをぬり可申事、

一當春やけ候町八、かやふきわらふき八不及申、こけらふきも土にてぬり可申候、勿論がきがらぶきにてても、芝にてても勝手次第ふき可申候事、

1640 万治三子年三月

一先日も兩度迄相触候所二、町中かやふきわらふきの小屋今二塗不申候、手寄二より御堀之土を取候て、早々塗可申候、重て遅々二おゐて八、穿鑿之上急度可申付者也、

1440 万治四丑年正月(1661)

一町中わら屋かや屋ぬり屋之屋根土落申候屋ね八、早々土にてぬらせ可申候、借屋店借等まで無油断申付、急度屋ねぬり可申事、

1653 享保五子年四月(1720)〔『有徳院殿御実記』卷十によれば、四月二十日〕

町中普請之儀、土蔵作り或は塗家并瓦屋根に仕候事、只今迄は致遠慮候様に相聞候、向後右之類普請仕度と存候者八、可為勝手次第候、畢竟出火之節、妨二も成、又は飛火無之為二て候間、右之外二も可然儀候八、是又勝手次第可仕事、

1659 享保八卯年十二月(1723)

此度作事之儀、頭取之面々より組合え相達候書付

覺

一家作随分小住居二可仕旨被仰出候上は、各彌了簡有之、兼て十畳敷二も作可申と被存候所は、五六畳敷にもちゝめ、其上差懸入用二無之所は、相止可被申事、

一家作可成たけ八ひきく建候儀、可為肝要之事、

一瓦葺と被仰出候八、土蔵作り之事二ては無之候、屋根計平瓦二ても、さん瓦二ても、ふせ候儀二候、尤下地塗り不申、直に瓦置候様成見分計取繕候儀八、堅く有之間敷事、

右作事之仕方麓未成儀も候八、當人八不及申、頭取迄可為越度候以上、

1714 享保八卯年十二月(1723)

(一)

覺

一去ル五日牛込筋出火之節、市ヶ谷御門之内番町筋類火之面々屋敷、何も此度普請仕候八、居宅

長屋等随分小住居ニ致し、輕干瓦葺ニ申付、火除ニ成候様ニ可致普請候、依之左之書付之通拝借金被仰付候、(中略)

普請難成面々八、屋敷差上候か、又八相對替可仕八、勝手次第二候事、

(二)

覺

一五拾石より九拾石餘迄 金拾四兩

(中略)

一五千石より九千石迄 同四百兩

(三)

類焼無之者え相渡書付

一此度番町筋類焼之屋敷普請之時分、瓦葺可仕旨被仰出候、其方共屋敷焼失は不致候得共、輕干瓦葺ニ申付、火除ニ成候様ニ可致候、依之左之書付之通拝借金被仰付候、右之通被仰出候上ニて普請難成面々八、屋敷差上候か、又は相對替可仕は勝手次第二候事、

(四)

覺

(二と同じ)

1716 享保十巳年三月(1725)

(一)

覺

一四谷御門外邊より牛込御門外邊迄之内、此度家作致候八、板葺茅葺致無用、塗家か、かきから葺ニ仕、火事之節、火之粉等防之為ニ罷成候様ニ可仕候、依之拝借金仰付候、(中略)

仰出候上ニて普請難成面々八、屋敷差上候か、又は相對替可仕は勝手次第候事、

但、塗家かきから葺共ニ見分計ニいたし置、火之粉付安き處相成致方ニ八仕間敷候、兎角火除ニ成候様ニ可仕候事、

一右場所之内、類焼不致分作事、此度之致方ニ仕置候八其俣ニて差置、尤拝借ニ不及候板屋茅葺等有之候八、塗屋か、かきから葺ニ可仕候、左候八、拝借可被仰付候、

一塗屋かきから葺等ニ仕候場所、可成程八瓦葺仕候儀八勿論に候事、

(二)

拝借金高割之覺

一五千石より九千石迄 金百五拾兩

(中略)

一三拾俵以下 同 三 兩

右上納之儀は、十年賦ニ返納可仕候以上、

此度申達候通、普請之儀見分計ニ不仕、火除ニ成候様ニ作事可仕旨、頭支配世話可被致候、

1718 享保十二未年三月(1727)

覺

水道橋外、小石川邊、小日向筋、万石以下之面々屋舗家作之儀、表通瓦屋根并居宅等も、可罷成たけ八瓦屋根に可仕候、然共本宅等有来住宅、瓦屋根に難成所々は、念入候蠣殻屋根二成共申付、火除二成候様當秋中可致候、依之左之書付之通拝借金被仰付候、

(以下、1714の二と同じ)

1720 享保十三申年二月(1728)

舊臘六日十日番町、糺町、元山王邊、永田町之内、万石以下類焼之面々、家作仕候ハ、居宅長屋等随分小住居二致し、輕き瓦屋根二申付、火除二成候様普請可致候、依之左之通拝借仰付候(中略)

但、瓦葺二成候場所之儀は、駒木根肥後守え可被承合候、

(以下、1714の二と同じ)

1660 享保十三申年三月(1728)

一番町

一糺町

一元山王

一永田町

一小川町

一猿樂町

一駿河町

一飯田町邊

右屋敷之家作類焼無之候共、修復又は新規二普請仕候は、向後葺等二仕間敷候以上、

1721 享保十三申年三月(1728)

先月十六日小川町、猿樂町邊之内、万石以下類焼之面々家作仕候ハ、居宅長屋等随分小住居二致し、輕き瓦屋根二申付、火除二成候様二普請可致候、(中略)

但、瓦葺二成候場所之儀は、駒木根肥後守え可被承合候、

(以下、1714の二と同じ)

1661 享保十四酉年十一月(1729)

一麹町之儀、去ル末年土蔵造塗家二申付、今度見分相廻シ候處、茅葺藁葺杉皮葺等之小屋有之、蠣殻屋根之分は過半下地を塗不申、直蠣殻計差置仕方不届千萬二候、依之右茅葺藁葺小屋杉皮葺之分は取拂八せ、跡普請之儀ハ、土蔵造塗家二申付、地主地借え過料申付候、且又蠣から屋根之分、來戌三月中迄下地惣塗家作二致し、屋根之儀は、土留迄蠣殻差置候分ハ、勝手次第之由申付、麹町名主共今迄之申付未熟故、支配之町々不埒二付、押込申付候、

右之通、麹町之者共え今度申付候、先達て土蔵造塗家蠣殻葺に申付候町々えも、見分相廻シ、若右體之儀有之ハ、麹町同前二可申付候、蠣殻屋根之分は來三月中迄二下地入念塗家二致し、其上え土留迄二蠣から差置候儀は勝手次第二可致候、若又三月中迄二塗家成兼候分ハ、家作取拂、重て土蔵造塗家二普請成候節可致家作候、來四月見分之者相廻し、夫迄右之通り普請出来不申候は、不残家作取拂はせ可申候間、書面之通可相心得者也、

1662 享保十五戌年正月（1730）

去十二日下谷筋より出火小石川邊迄焼失之處、先年拝借被仰付候瓦葺之所八相残候由二候、家作も宜仕、常々防等申合も能候故と相聞候、（中略）右瓦葺之内類焼之屋敷々、最前之通普請可仕儀二候、若瓦葺二普請難仕候ハ、此場所八屋敷可差上候、替地被下置二て可有之候、右之趣、頭支配有之面々ハ、其組々支配々可被相達候以上、

1725 享保十五戌年四月（1730）

覺

一當正月十二日下谷七軒町より出火之節、本郷棟梁町邊より、本郷貳町目六町目邊迄之内類焼之面々、此度普請仕候ハ、居宅長屋等小住居二致し、瓦葺二申付、火事之節、随分火除二成候様二念入普請可致候、依之拝借金被仰付候、（中略）

普請難成面々ハ、屋敷差上候か、又八相對替可仕は、勝手次第二候事、（中略）

一屋敷之内を外へ借し、家建させ候もの有之候ハ、是又瓦葺二申付、火事之節、随分火除二成候様二念入作事させ可申候事、

1727 享保十六亥年四月（1731）

牛込御門外より市谷御門外邊、先達て塗家蠣から葺二被仰出候場所二て此度類焼之分、一先達て拝借不仕、自分二て塗家蠣から葺二普請仕、今度不残類焼いたし候ハ、塗家蠣から葺拝借可被仰付候、一先達て塗家蠣から葺拝借仕、今度不残類焼いたし候ハ、右拝借上納之分御借可被下候、一先達て塗家蠣から葺拝借仕、今度類焼之節少々焼残り候分も、右拝借上納之分御借可被下候、右之通二候間、向々頭々支配々え相達、向々より願書差出候様可被達候、

1664 享保十七子年四月（1732）

去月廿八日類焼候牛込御門之内、屋敷普請は先可為無用候、當分小屋掛等仕候儀は勝手次第之事、一牛込御門外神楽坂下邊之屋敷、最前蠣から葺二被仰付候面々ハ、彌蠣から葺二可仕候事勿論二候、自分二て蠣から葺二仕候面々類焼候も、此以後蠣から葺二可仕義と存候、右之趣、頭支配より申渡候様可被達候、

1730 享保十七子年五月（1732）

（一）

覺

一牛込御門之内、當三月廿八日類焼之面々家作瓦葺二仕、火除成候様可致普請候、依之定之通拝借被仰付候、（中略）

一此度屋敷御用付て被召上、右之場所二て替地被下候面々も、瓦葺家作可仕候、是又定之通拝借被仰付候事、

一屋敷之内を親類等二借シ、家建させ候者有之候ハ、瓦葺二致させ可申候事、

一右之邊前々瓦葺二被仰付、此度類焼之面々瓦葺仕候儀勿論候事、

但、先達て拝借上納之分御借可被下候、少々焼残り候分も、拝借上納之分御借可被下候事、

拝借金高割之覺

(以下、1714の二と同じ)

(二)

覺

一牛込御門之外神楽坂邊前々蟻殻葺被仰付、又は自分二て蟻殻葺仕、此度類焼仕候面々、蟻殻葺可仕候、拝借被仰付候事、

但、前方蟻殻葺被仰付面々八、拝借上納之分御借可被下候、少々焼残分も、拝借上納之分御借可被下候事、

一右の邊、此度新規蟻殻葺被仰付候場所之内、蟻殻葺無之焼失之分八、蟻殻葺可仕候、拝借可被仰付候事、

一右之場所之内、柿葺又八茅葺二て、此度焼失不仕分も蟻殻葺可仕候、是又拝借可被仰付候事、

(中略)

一右之場所之内、住居無之者は、此度拝借不及候、以後家作も仕、住居候節、拝借可仕候事、

一屋敷之内を外え借し、家建させ候もの有之候ハ、蟻殻葺致させ可申候事、

拝借金高割之覺

(以下、1716と同じ)

1666 享保十八丑年正月(1733)

武士屋敷町屋蟻殻葺之屋根、蟻殻落候ても其分二致置候も有之様子相聞候、左様二は有之間敷事候間、念を入可被申付候、追て役人を廻し、改候儀も可有之候、

1667 享保十八丑年正月

去春三月廿八日類焼候牛込御門之内、屋敷々之普請、内外共不残瓦葺之筈二候處、外廻り八瓦葺出来候得共、内住居は小屋懸俣にて、いまた瓦置不申所々も有之由相聞え候、左様二捨置可申様無之候間、三月上旬までに急度瓦置候様に可仕候、右作事出来候儀組合々之頭取相改、其段支配方え可相達候、若右之日切二瓦置かたき面々も有之候は、火之本之為不可然候條、追て作事仕候迄は、小屋懸之分取くつし可申候以上、

1668 享保十八丑年六月

番町、飯田町、小川町之内、此度瓦葺被仰付候場所、火除之ために候得は不及申、何も當秋中家作不残瓦葺可被致候得共、若追て可申付とて、端々延引候様二成候事八有之間敷事候、防組合頭取之面々心を附、悉瓦葺二申付、庵末無之様二可被致候、

右之趣、頭取之面々え可被相達候、頭支配えも頭取え申聞候段通達有之、頭支配より其組支配え可申聞候、出来立之様子は頭取之者組合作事致見分、庵末成儀無之、不残出来との段、當十月中頭取より三宅周防守、北條新藏、田屋仙右衛門え可相届候以上、

1669 享保十八丑年十二月

大御番頭

秋元 隼人正

儒者

林 大學頭

(他)

右屋敷家作之儀、柿屋根之分有来候家作も瓦葺二致し、火除二成候様申付、二三年之内不残瓦ぶ
ぎに可致候、依之拝借金被仰付候間、普請二取懸り候節申出、請取候様可致候

大岡越前守

御役屋敷

稻生下野守

御役屋敷

評定所

傳奏屋敷

小普請定小屋

御作事小屋

大手御門外

新外繫

右屋敷家作之儀、柿屋根之分有来候家作も瓦葺二致し、火除二成候様申付、二三年之内不残瓦葺
二可致候、尤普請二取懸り候節、御入用積り書付可出候、
右之通、向々え申渡候間、可被得其意候、
1671 享保十九寅年五月(1734)

(一)

家作瓦葺之儀、二三年之内二も出来候様、去冬相達候得共、来々辰年中迄二出来候様可被致候、右申
達候段、去冬被申通候近所之面々えも、家来より相通候様可被致候、

松平兵部大輔 本田中務大輔 土屋 左門 松平 丹波守 安藤 对馬守

右之面々えは、松平左近将監宅え家来呼寄せ、渡之、

細川 越中守 酒井 雅楽頭 戸田 伊勢守 土井 大炊頭

右之面々えは、酒井讃岐守宅へ家来呼寄せ、渡之、

松平 相模守 榊原式部大輔 溝口 出雲守 本田 伯耆守

井伊 伯耆守 植村 土佐守

右之面々えは、松平伊豆守宅え家来呼寄せ、渡之、

加納 遠江守

右書付之趣達之、

(二)

大御番頭

秋元 隼人正

小姓組戸田近江守組與頭

松平 多 宮

家作瓦葺之儀、二三年之内不残出来候様、去冬申渡候處、来々辰年中迄出来候様可致旨、右之面々
え可被達候

1741 元文元辰年十二月（1736）

神田橋外猿樂町、三河町、駿河臺邊家作瓦葺二可仕候、依之右之面々左之通拝借被仰付候、部屋住之もの八、高半分の割を以拝借被仰付候、来巳三月より九月晦日迄二、家作不残瓦葺出来候様二可致事、

一屋舗之内を親類二借し、家建させ候者有之候ハ、瓦葺二致させ可申候事、

拝借金高割

（以下、1714の二と同じ）

1742 元文二巳年六月（1737）

柳原和泉橋外より下谷邊迄家作、瓦葺二可仕候、依之右之面々左之通拝借被仰付候、（中略）瓦葺二成候場所之儀は、水野対馬守可相談候、金子之儀は、御勘定奉行相談、可受取候事、

一屋舗之内を借し置、家建させ候者有之候ハ、瓦葺二致し火除二成候様可為致候事、

拝借金高割

一拾五石以下 金 四兩

（中略）

一五千石より九千石迄 同四百兩

1743 元文二巳年六月

（一）

今度下谷邊瓦葺二家作可致付て、拝借被仰付候間、彌其趣二家作可仕候、屋敷之内を借し置候者共家建させ候ハ、瓦葺二致し、火除二成候様二可為致候旨、先達て相触候通、彌瓦葺二可為仕候、若慮末二相成事候ハ、竝も有之事二候得は、近所之もの共も可為不念候、頭支配も可為越度候條可心を付候、出来候ハ、其段可申聞候、見分も可差越候間、可存其趣候、

1672 元文二巳年七月

（一）

神田橋外猿樂町、三河町、駿河臺邊先頃瓦葺被仰付候場所、火除のために候得は不及申、何も當九月中迄二家作不残瓦葺二可致候得共、若追て可申付とて、端々延引候様成事八有之間敷事二候、防組合頭取之面々心を付、悉く瓦葺二申付、慮末無之様可致候、

1744 元文三午年三月（1738）

糺町、元山王、永田町邊家作瓦葺二可仕候、依之右之面々左之通拝借被仰付候、當十月晦日迄家作不残瓦葺出来候様二可致候、金子之儀は、御勘定奉行相談、可請取候事、

拝借金高割

一三拾石より四拾石迄 金 拾兩

（中略）

一五千石より九千石迄 同四百兩

1673 元文三午年十一月

先達て當年迄二屋敷瓦葺可仕旨相達候分、来年迄被差延候間、来末十月迄二急度出来候様可相心得候、

拝借金高割

(以下、1744と同じ)

1747 元文四未年三月(1739)

柳原元誓願寺前、向柳原新し橋邊家作、瓦葺二可仕候、依之右之面々左之通拝借被仰付候、
但、類焼無之分八、當十月迄家作不残瓦葺二出来候様可致候

拝借金高割

一拾五石より貳拾石迄 金 六兩

(中略)

一五千石より九千石迄 同四百兩

1674 元文五申年五月(1740)

松平 土佐守	松平 相摸守	細川 越中守	上杉民部大輔
松平 阿波守	松平 丹後守	松平 越後守	酒井 雅楽頭
酒井 備後守	堀田 相摸守	戸田 徳治郎	阿部 伊勢守
土屋 左 門	松平 丹波守	小笠原山城守	安藤 対馬守
溝口 出雲守	青山 伯耆守	板倉 周防守	本田、紀伊守
永井 飛驒守	朽木 土佐守	諏訪 因幡守	黒田 大和守
三浦 志摩守	増山 河内守	鍋島 加賀守	井伊 伊賀守
松平大蔵小輔	植村 土佐守	有馬 備後守	丹羽 和泉守

先達て家作之儀瓦葺等二いたし、火除成候様二相達候面々、蟻殻葺二仕候所々、當分八火除二成
り候様に有之候得共、修復等齋未成も有之様相聞候、左候得は、火除二も成兼申候間、只今迄蟻
殻葺二いたし置候所も、来年中迄二不残瓦葺被致可然候、

1749 寛保二戌年二月(1742)

赤坂邊家作瓦葺二可仕候、依之右之面々左之通拝借被仰付候、(中略)

但、類焼不仕分八、来ル十月迄二家作不残瓦葺二出来候様可仕候、

拝借金高割

(以下、1747と同じ)

1675 寛保二戌年二月

今度赤坂辺瓦葺拝借被仰付候面々、先年も相触候通、居宅長屋等随分小住居二いたし、軽き瓦葺
二申付、火除二成候様普請可仕候、普請難成面々八、屋敷差上候か、又は相對替可仕は勝手次第
二候事、

但、相對替いたし、瓦葺之場所え罷越候者えも、拝借可被付事、

1677 寛保二戌年十月

赤坂御門之外先頃瓦葺二被仰付候場所、火除之ため二候得は不及申、何も當十月中迄二家作不残
瓦葺二可致候得共、若追て可申付とて、端々延引候様成事葉有之間敷儀二候、悉瓦葺二申付、齋
未無之様二可致候、

右之通可被達候、不残出来候との段、来月中頭支配より松波筑後守、能勢甚四郎え可相届候、

1678 寛保二戌年十一月

前以家作瓦葺可致旨相違候面々之内、今以瓦葺出来兼候所有之由相聞候付、来年四月中迄二不残瓦葺出来致し、麿末無之様可致旨相違候間、所々瓦葺之場所若出来兼候所候ハ、右二准シ来年四月中迄之火除二相成候様致修復、麿末二無之様二可被致候、此以後共右之趣を以火除二成候様可被心得候、

右之趣、瓦葺場所之面々え可被相觸候、尤西丸御目付えも可有通達候以上、
(宝曆集成)

1190 延享三寅年三月(1746)

先達て申渡候土蔵造塗屋造瓦葺蟻殻屋根等、近キ比は土蔵造塗屋造二戸前土戸等無之も相見、瓦葺蟻殻屋根二も瓦葺殻無之場所も相見候、近日見分有之筈二候間、其心得二て早々相拵、出来次第可相届旨申渡之、

1201 延享三寅年三月

(一)

筑地邊より浅草御門内迄并本所共二、去月晦日當月朔日万石以下類焼之屋敷々、家作瓦葺二可仕候、依之拝借被仰付候、(中略)

(二)

拝借金高割

(以下、寛保集成1747と同じ)

1203 延享三寅年五月

御勘定奉行え

奥御右筆

柴田 藤三郎

御番外科

天野 良 順

右兩人、此度瓦葺拝借相願候得共、難成旨相違候、
一向後瓦葺拝借被仰付候一同之節不相願、程過候は、拝借不被仰付候間、可被得其意候、

(天明集成)

2593 明和九辰年六月(1772)

先年火災之儀格別之御世話有之、瓦葺蟻殻葺等場所々御定被仰出候處、其後火災も間遠二相成候故、所々心得違怠候振合二て、格別之場所柄二も麿末成儀も有之様相聞、既二此度大騒之火災も有之候、以来先年被仰出候通堅相守、瓦葺蟻殻葺之場所々其通二家作いたし可申候、町屋之儀も表通計二て、裏ハ御定と致相違候様成場所多有之趣二相見候、武家二も右同様之儀二相聞、如何二候、向後御曲輪内杯ハ、折々見分之もの差遣可申候、且又末々小屋敷二至ては、組合切互二相改候様致し、心得違無之、御定之通急度相守可申候、

右之通、此度類焼之面々并類焼無之面々えも、一統可被相觸候、
(天保集成)

5608 寛政四子年八月（1792）

大目付え

今度類焼之跡家作之儀、随分小住居ニいたし、尤成丈棟不高様ニ仕、内造作等も専質素ニ可心掛事、

但、瓦葺之儀は是迄通ニ相心得、尤見分ニ不拘、平瓦にてもざん瓦にても、先年被仰出之通、勝手次第可致候、

5614 文化三寅年三月（1806）

大目付え

此度之火災武家町方共夥舗及類焼、竹木并諸色拂底ニて、世上可為難儀間、万石以上以下之面々、表向其外難差延所は各別、此其餘は緩々普請可被申付候、（中略）

一万石以下之面々は猶更手輕ニいたし、成たけひきく建可申候、

石灰・蠣灰・蜆灰

（寛保集成）

2110 享保二十一辰年四月（1736）

一近年他国或近在より蠣灰蜆灰焼出、御當地え相廻商賣候付、運上差出シ候山方石灰并御當地にて焼出し候蠣灰賣方之障ニ相成、難儀之由相願候、自今他国近在より相廻し候蠣灰蜆灰、江戸町中ニて荷物一切引請申間敷候、若又荷物引受候もの有之八、其旨可申出候、此段名主共え申聞、支配切に此以後遂吟味、猥右蠣灰蜆灰商賣致し候もの有之八、可申出候、

（宝曆集成）

1367 延享三寅年四月（1746）

年番名主共え申渡之覺

近年他国或は近在より蠣灰蜆灰焼出、御當地え相廻、致商売候ニ付、運上差出候山方石灰并御當地ニて焼出シ候蠣灰賣方之障ニ罷成候、依之他国近在より蠣灰蜆灰、江戸町ニて一切引請申間敷候、若又荷物引受候者有之は、其旨可申出段、寛保三亥年六月申渡候處、近頃猥ニ罷成、他国近在之蠣灰蜆灰、江戸表ニて取扱候者在之由、自今彌以他国近在之蠣灰蜆灰、江戸表ニて取扱仕間舗候、

火災後の焼土等の始末

（宝曆集成）

1175 宝曆六子年閏十一月（1756）

此間焼失之町々、焼灰焼瓦之類往来え差出候町々も有之、往還之妨ニ罷成、不埒ニ候、右道筋え猥ニ不差出、往還之妨不罷成候様取片付可申候、右之趣違背仕候ハ、急度咎可申付候、

1183 宝曆十辰年二月（1760）

覺

先達て申渡候通、此間類焼町々、焼瓦焼灰等往還え持出、積重置候間、甚不陸有之、往来之差障

二相成、夜中杯人馬怪我等有之候て八、以之外之事二候間、右體二は致間舗事二候、早々往来之障二不相成候様取片付、此上共決て往来え持ち出候儀致間敷候、尤持出置候灰瓦等、當分外え片付候場所無之候八、往来之障二不罷成様、不陸引ならし置、追々取片付候様可致候、此旨類焼之町々え可相觸候、

附り、往来に有之井戸側焼失之分、早速圍可致候、

『江戸町触集成』

享保五年（1720）

5640 子二月十七日

喜多村二而年番名主江被申渡

一町々二而、瓦葺二仕度存寄も有之候哉、若又町人共遠慮二存罷有候哉相尋、返答可致旨被申渡候
同十九日

一右二付、町々存寄相尋候上二而、今日年番名主寄合、左之通返答書相認、即日差出之
以書付申上候

一町家之儀、瓦葺二仕度存寄有之候哉、町人共遠慮二存可罷有も難計候間、相尋可申旨御尋二御座候二付、承候処、先年八瓦葺二御座候由、其節八飛火も移不申候由承伝申候、六拾四年以前酉年大火事以後、度々類焼二而町々家持共困窮仕候故、自分と家作不仕、地借之者共方二而家作仕候得共、是又度々類焼二而板葺さへ不及町々多御座候而、漸茅葺二仕候仕合二御座候得は、瓦葺二仕義、難仕奉存候由、町人共申候、然共五町十町二巷ツ式ツ程も塗家二造候者も御座得共、巷町と続塗家二造候者無御座候、近年八家持地かり等も当分之渡世心易送り候者も無数御座候、瓦葺二仕候得は、柱棟木等も丈夫二建不申候八而八瓦も被置不申候故、力二不及罷有候由申候、以上

享保五子年二月十九日

惣町中名主共

5651 子四月十日

一奈良屋江年番名主被呼、先達而も御沙汰有之候為火防、町々塗家二致し可然候哉、先頃被仰渡候節八不致落着候間、急二相談致し、明日中二書付差出候様被申渡候

同十一日

右二付年番名主寄合、左之通書付、奈良屋江差出候

書付を以申上候

一茅葺之小屋之分、家根を土塗二仕候儀、御尋二御座候、先年土二而塗候儀御座候、其砌八諸色下直二付、小屋掛も近頃之様二無御座候、表通八相応二建申候二付、塗候而も潰不申候、裏々八其節も殊之外軽く建申候小屋八潰申候儀も御座候而、難儀仕候、土塗候八、火移不申候而、能御座候得共、只今分之小屋二而八中々土を上ケ申候儀無心元奉存候、塗候而も大雨杯之節八土も流申候ゆへ、無間塗不申候八ては難成候儀二御座候、類焼故、諸式土杯も少シ八高直二而、船積も土軽く積申候様二成候義二御座候間、輕者共八及かたき 様に奉存候事

一板葺屋根漆喰^二塗候儀、御尋^二御座候、此段塗候^而も、漸^レ吉ケ年余程持申候^而も土落申候故、
吉ケ年^二吉度ツ^レ塗不申候八ねは、土を持不申候、此段八何様^二も修覆八可仕候得共、只今分
八土石灰等^も下直^二無御座候故、差当り難仕可有御座と奉存候、町中一同^二仕候八^レ、猶又漆
喰^二底^二罷成、高直^二可有御座候、左候八^レ、弥迷惑可奉存候

右両様共^二塗申候八^レ、飛火之用心能御座候^而も、只今分にては、小屋掛^も軽く御座候間、塗
屋^二難仕奉存候、尤間々^二板葺之建家^并茅屋^二も塗屋^二仕候様成^も御座候、被仰付候八八、此
分八塗屋^二も罷成候得共、近年町中困窮仕候故、縄結^二仕候藁葺之危小屋掛斗過半御座候付、
此類八塗家^二八難仕候、一同^二塗不申候八^レ、飛火防^二も罷成申間敷候様奉存候、此以後心掛
候^而、塗家^二可罷成様^二小屋建申候八^レ、段々と塗家^二も罷成可^可申候様奉存候、只今迄之分
^二は、四五年之内、丈夫成小屋難立可有御座様奉存候、以上

享保五年子四月十一日

町中名主共

同十二日

一右返答書、大岡越前守様^江被差上候処、右塗家土上ケ候儀、大造成儀^二存候哉、畢竟火之子防
之^レ為^二有之間、土^レ寸程附候八^レ可然旨被仰候、右^二も弥迷惑^二候哉、有無之儀返答書^レ認直
シ差出候様、市右衛門殿年番名主^江被申渡候

同日

右^二付、当組合寄合相談之上、町々存寄尋候処、何れも致かたく、迷惑之旨申之候

同十五日

一右^二付、惣年番名主寄合相談之上、左之通書付相認、即日奈良屋^江出之

板葺屋根漆喰茅藁葺之屋根土塗^り之儀、先達^而御尋^二付、書付を以御返答申上候処、薄ク成共
塗可申旨被仰渡奉畏候、依之^レ乍恐存寄之儀、以書付奉窺候御事

一弱キ茅葺屋根薄ク塗候儀、荒木田土隅田川中川土と違、浅草川辺其外枝川^二取候悪敷土^二
八、厚ク五六寸^二も塗不申候八ね八、干候^而漸^二寸斗^二減申候、土悪敷御座候故、ねはり無之、
大分干われ申候、殊^二近年年度類焼仕候町々、釘打之丈夫成^ル小屋八無数、其上かうはい早く
御座候故、地震又八風強キ時分八落安御座候、弱キ屋根^江厚サ五六寸^も生土を附申候^而八、棟
木梁鴨居等^も下り、戸建具明立難仕候、^并此度類焼仕候町々表裏店共^二、当分仮小屋^二仕候得
八、漸々縄結^二仕候故、土塗申儀難仕御座候

一先年も塗申候処、雨ふり候節八出入も難仕、土流落、棟^上屋根中程迄土下り、軒之方^二斗残申
候、土^二塗申候八^レ、長ク土を持申間敷様奉存候、覆を仕候^而八、茅葺同事^二罷成候故、飛
火無心元奉存候、

一土之儀、此間船^二艘分之土、漸々半艘分ならては積来り不申候、揚場之遠近^二直段^も高下御
座候、船場近キ所八、吉艘^二付七百文^并八百文程仕候、遠キ所八吉貫文余^も船賃掛申候、殊^二
町中段々^二塗候得は、一入直段高直^二罷成可申と奉存候、すさ藁等^も大分之儀^二候得は、是又
高直^二罷成可申候、不勝手之者共八迷惑仕候、火事之砌、屋根^江人登候^而、土落可申儀^二奉存
候^二付、屋根塗下地^二拵不申候八^レ、土を持申間敷様奉存候

一板葺屋根漆喰塗^二之儀^も、右同前之儀^二御座候、板葺屋根^江直^二塗候^而八干われ申候、其上板と

漆喰馴合不申候故、屋根江人登候ハ、土を持申間敷様奉存候御事

右両様之儀、町人共江相尋候処、火之防ニ罷成儀ニ御座候間、奉願候而も塗申度候得共、当分類焼之町々多御座候得ハ、諸色高色ニ御座候ニ付、差支候由申ニ付乍恐拙者共奉存候ハ、兼而心掛ケ、段々塗候様仕候ハ、自然と塗家又ハ板葺も漆喰塗ニ出来可仕候哉と奉存候、小屋掛ケ直候歟、又は板屋も塗下地ニ仕候様ニ、銘々心掛候ハ、出来可仕候哉と奉存候、当年中と限候ハ、漆喰并土ハ不及申、すさ藁等も高直ニ罷成可申候、殊ニ此度之類焼ニ付、当年中来年迄も御屋敷方御普請初り候ハ、弥以諸色手支申候故、自然と高直ニ御座候得ハ、時節悪敷御座候付、町中一同に不仕、段々ニ仕候而も、石灰又は土すさ藁等も、此度之類焼ニ付一入払底故、打続高直ニ可罷成と奉存候、何卒段々心掛ケ、塗家ニ仕候様、被為仰付候而ハ如何可有御座候哉、奉窺候、以上

享保五年子四月十五日

町中名主共

5652

町中普請之儀、土蔵造或ハ塗家瓦屋根ニ仕候事、只今迄八致遠慮候様相聞候、向後右之類普請仕度と存候者ハ、勝手次第たるべく候、畢竟出火之節防ニも成、又ハ飛火無之為ニ候間、右之外ニも可然儀は、是又勝手次第ニ可仕事

四月

右之通、家持は不及申借屋店かり裏々迄、此旨不残可被相触候、以上

四月廿日

町年寄三人

享保八年（1723）

5871 卯六月七日

樽屋藤左衛門殿左之町々名主江被申渡

筋違橋御門より柳原土手之内通、浅草橋御門両国橋を限り永代橋際北新堀町小網町川を限江戸橋迄、

右之町々川筋を限、不残当卯年より来巳年迄三ケ年之内ニ屋根土塗ニ可致候、塗屋土蔵造り等ハ尤勝手次第之事ニ候、若打捨置、三ケ年之内不致普請者於有之ハ、品ニより屋敷取上ルに而可有之候間、其旨可相心得候、

六月

「右筋違橋御門内神田ハ、通町より東之方町々不残、右之通被仰付候、通町より西之方ハ去寅年十二月廿三日之所ニ有之」

同年九月

右町々蟻殻屋根之儀、樽屋藤左衛門殿迄相願候得ハ、御伺之上願之通被仰付候段被申渡候

右ニ付証文

差上申証文之事

一今度拙者共町々、当卯年より来巳年迄三ケ年之内、屋根土塗ニ可仕候、尤塗家土蔵造致候儀ハ勝手次第ニ可仕旨被仰付候、町人共之内、致兼不申者江ハ随分申渡、塗家土蔵造致させ可申候得共、年々困窮之上、難叶者共多難儀仕候、依之有来家作少々修復仕、柿屋根之上江蟻がら厚差置、外江

出候屋根裏等八上ケ塗仕、火除宜様可仕候間、蟻殻屋根御免被為成下候様奉伺候所、願之通被仰付、難有奉存候、火除之為二被仰付候儀二御座候得八、飛火八勿論、隣町申合置、塗屋同前二相心得、火移申間敷候、万一致方不宜、火移申候八、何分二も可被仰付候、為後日、証文差上申候、仍如件

享保八年卯九月

明和四年（1767）

7971 亥二月廿四日

今日喜多村殿江田所（町）名主平蔵、村松町同源六、平松町同孫左衛門、鈴木町同源七、岡崎町同十左衛門御呼、自身番中番之義先年御免被成候処、此節被仰付平生為相勤候八、如何様旨、内々二御尋二付、左之通返答書差出候

書付ヲ以申上候

一先年自身番中番相勤候節は町々家作等も輕ク有之候処、享保七寅年より追々土蔵塗家瓦葺被仰付候二付、普請修復等甲乙二町々物入等多相掛申候

明和四年亥二月廿七日

今後の活動予定

例会

2002年11月12日（火） 江戸東京博物館

2003年3月20日（木） 江戸東京博物館

大会

2003年2月1日（土）・2日（日） 江戸東京博物館

例会の日程が通常の第3水曜日になっていません。お間違えの無いように。

訃報

本研究会発足当時から、研究会活動に対し、ご指導、ご助言を賜りました平井 尚志先生が10月16日午前10時55分に逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

第88回例会のご案内

日 時：2002年11月12日（火）18:30～

内 容：「外神田4丁目遺跡の調査」

及川 良彦 氏（東京都埋蔵文化財センター）

会 場：江戸東京博物館 第2学習室

（大階段北側の通路を東に進み、駐車場の脇を直進し、左側の夜間入口より入る）

交 通：JR総武線両国駅西口改札 徒歩3分

問合せ：江戸東京博物館

03-3626-9916（小林・松崎）

東京大学埋蔵文化財調査室

03-5452-5103（寺島・堀内・成瀬）

江戸遺跡研究会公式サイト

<http://www.ao.jpn.org/edo/>



【編集後記】

第88号をお届けします。

大会の詳細案内は、次回会報でお知らせ致します。